⑶　調達件名の特質等
　①　ＪＩＳＫ2205　１種２号
　②　ＪＩＳＫ2204
⑷　納入期限　平成29年６月１日から平成30年３月31日まで
⑸　納入場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　上記⑵の物品の予定数量に対する総価で行う。
⑺　入札書の記入方法等　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。
⑻　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙による入札を行うものとする。その他詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度国土交通省参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされたものであること（競争参加地域で近畿又は四国地域を希望したものであること）。
⑷　石油の備蓄の確保に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく石油販売業の届け出をしている者であること。
⑸　当該部局において指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ
　https://www.geps.go.jp/
⑵　紙入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及びその他問い合わせ先
　〒650―8551 兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係　森田ちひろ　電話078―391―6555　内線2225
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書（仕様書等含む）の交付は当本部ホームページよりダウンロードすること。
　http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/nyusatsu.html
　また、郵送により交付を希望する者はＡ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して⑵の係に申し込むこと。
⑷　電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限　平成29年５月17日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限　平成29年５月25日17時00分
⑹　開札の日時及び場所
　①　平成29年５月26日13時30分
　②　平成29年５月26日14時30分
　場所は第五管区海上保安本部　経理補給部９階入札室

４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに電子入札を利用する者においては電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した入札。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　その他　詳細は、入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Takeda, Commander, 5th Regional Coast Guard Headquarters.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fuel Oil A, Quantity and Light Oil, Quantity
　①　Fuel Oil A : About 2,000,000L
　②　Light Oil : About 324,200L
⑷　Delivery date :
　From 1, June, 2017 through 31, March, 2018
⑸　Delivery place :
　①　Hanshin Port
　②　Hanshin Port Kobe District
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
　①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause :
　②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting :
　③　have Grade A, B, C or D of “Selling” in Kinki or Shikoku area in terms of the qualifications for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2016・2017・2018 :
　④　have registered with the relevant authorities, in accordance with the Petroleum Stockpiling Law (Law No. 55 of 2001), to initiate business of selling Petroleum Products.
　⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time limit for tender ; 17 : 00, 25, May, 2017
⑻　acquire the electric certificate in case of using the Electric procurement system
　https://www.geps.go.jp/
⑼　Contact point for the notice : Chihiro Morita, Bid Examination Section, Finance Division, Finance and supply Department 5th Regional Coast Guard Headquarters 1―1 Hatoba-cho, Cyuou-ku, Kobe-city, Hyogo 650―8551 Japan. TEL 078―391―6555 ex. 2225

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年４月26日
　経理責任者　独立行政法人国立病院機構
　　栃木医療センター院長　長谷川親太郎
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　09
○第02601号（№02601）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　都市ガス需給契約　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成29年８月１日から平成32年７月31日まで。
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構栃木医療センター
⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。